

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ宮城村田店・北海屋村田店
柴田郡村田町大字村田字松崎7番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
株式会社北海屋 代表取締役 渡邊 真康
柴田郡柴田町船岡東四丁目16番地2

3 市町村の意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通及び歩行者の通行の利便性の確保について

- ・周辺道路は、幹線道路であり朝夕の自動車交通量が多く、小中学生の通学路であることから、交通事故防止の為、関係各所と十分協議の上、万全を期すこと。また、防犯上における安全対策についても十分措置をとるよう努めること。
- ・進入路の「設置計画」及び「工事」実施にあたっては、利用者（歩行者）の利便性の向上並びに交通事故防止はもとより歩行者への安全確保を最優先とし、関係各所と十分協議のうえ万全を期すこと。

(2) 農業施用施設に関すること

- ・計画地中央に農業用排水路が流れていることから、その目的を妨げないようにするとともに、維持管理について配慮願いたい。
- ・敷地内からの濁水の流出防止に努めること。

(3) 騒音等について

- ・騒音については、騒音予測結果にも記載があるが適切な騒音対策を講ずること。

(4) 廃棄物について

- ・廃棄物処理については、許可業者により適切な処理をするとともに、ごみの減量化・リサイクルを促進し過剰包装の自粛に努めること。

・生ごみ等については,密閉容器内に入れる等の対策を行い悪臭防止に努めること。

(5) 環境美化について

・村田町環境美化の促進に関する条例を遵守し, 事業所やその周辺その他事業活動を行う地域における清掃活動に努めるとともに, 被用者(従業員)への啓発等に努めること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課, 宮城県県政情報センター, 大河原地方県政情報コーナー及び村田町役場

6 縦覧期間

平成30年12月21日から平成31年1月21日まで(ただし, 閉庁日を除く。)